

(公 印 省 略)
薬 第 1 8 4 0 号
平成26年11月28日

公益社団法人兵庫県臨床検査技師会長 様

兵庫県健康福祉部健康局薬務課長

「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正
について

血液行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、平成26年11月12日付け薬食発1112第12号をもって、厚生労働省医薬食品局長より別添のとおり通知がありましたので御了知いただきますとともに、貴会会員への周知をよろしくお願いします。

なお、本通知は兵庫県ホームページからダウンロード可能です。

記

1 ダウンロード先

兵庫県ホームページ (<http://web.pref.hyogo.jp/>)

「暮らし・環境」→「薬・献血」→「国等通知文書（医療機関等宛）の掲載（薬事関係）」→「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について



薬食発 1112 第 12 号
平成 26 年 11 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について

輸血療法の適正化及び血液製剤の使用適正化については、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について（平成 24 年 3 月 6 日付け薬食発第 0306 第 4 号厚生労働省医薬食品局長通知）の別添 1「輸血療法の実施に関する指針」及び別添 2「血液製剤の使用指針」により示してきたところです。

今般、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部を改正し、別添 1 及び別添 2 のとおりとしたので、貴管内医療機関、日本赤十字社血液センター及び市町村に指針改正について周知いただき、輸血療法の適正化及び血液製剤の使用適正化が推進されるようご協力願います。

記

1. 改正の趣旨

「薬事法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）が施行され、「薬事法」（昭和 35 年法律第 145 号）の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改められること等に伴い、必要な記載の整備を行うものである。

2. 適用日

本通知は、改正法の施行日から適用する。

